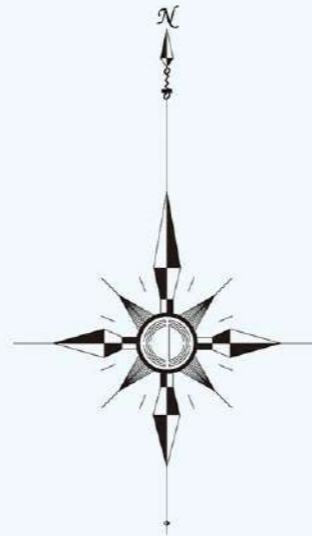


# 令和5年度 鳥獣保護区等位置図①

凡 例	
	鳥獣保護区 □は国指定 ○は道指定
	特定猟具使用禁止区域(銃)
	指定猟法禁止区域
	猟区 (西興部村・占冠村) 狩猟期間 9月15日～4月15日
	オスジカ・メスジカ 可猟区域 狩猟期間：A 10月1日～3月31日
	狩猟期間：B 10月21日～3月31日
	1人1日捕獲数 メスジカ：制限なし オスジカ(銃猟以外)： 制限なし 狩猟期間：C 10月21日～2月29日
	オスジカ(銃猟) 10月1日～11月30日： 制限なし 狩猟期間：D 10月21日～1月31日
	12月1日以降：1頭 狩猟期間：E 10月21日～1月1日 1月13日～1月31日 2月10日～2月29日
	国 有 林
	道 有 林
	原生自然環境保全地域及び 国立・国定公園特別保護地区
	国立・国定公園、道立自然公園の 車馬等乗り入れ規制地域
	エゾシカ狩猟捕獲個体の 残滓受け入れ施設
	エゾシカ 食肉処理施設 □は認証施設 ○は非認証施設



シカの可猟区域内にあっても、鳥獣保護区・原生自然環境保全地域及び国立・国定公園特別保護地区では、動物の捕獲はできません。

## ●車馬等の乗入れ規制地域について●

国立公園、国定公園及び道立自然公園内の車馬等の乗り入れ規制地域については、図面に表示しています。具体の指定地域等については関係（総合）振興局等にお問い合わせください。

## エゾシカ狩猟の注意事項

1. 矢先の安全を確認する。  
平坦地でのライフル銃の使用は、必ず安土に向かって撃つこと。
2. 脱包を励行する。  
転倒時などの事故防止に繋がります。

3. 捕獲制限内容を確認する。

区域によって狩猟期間が異なるため、確認して出猟すること。

4. 入林手続きを必ず行う。

森林作業や調査をしている場所もあるので管理者の指示に従うこと。

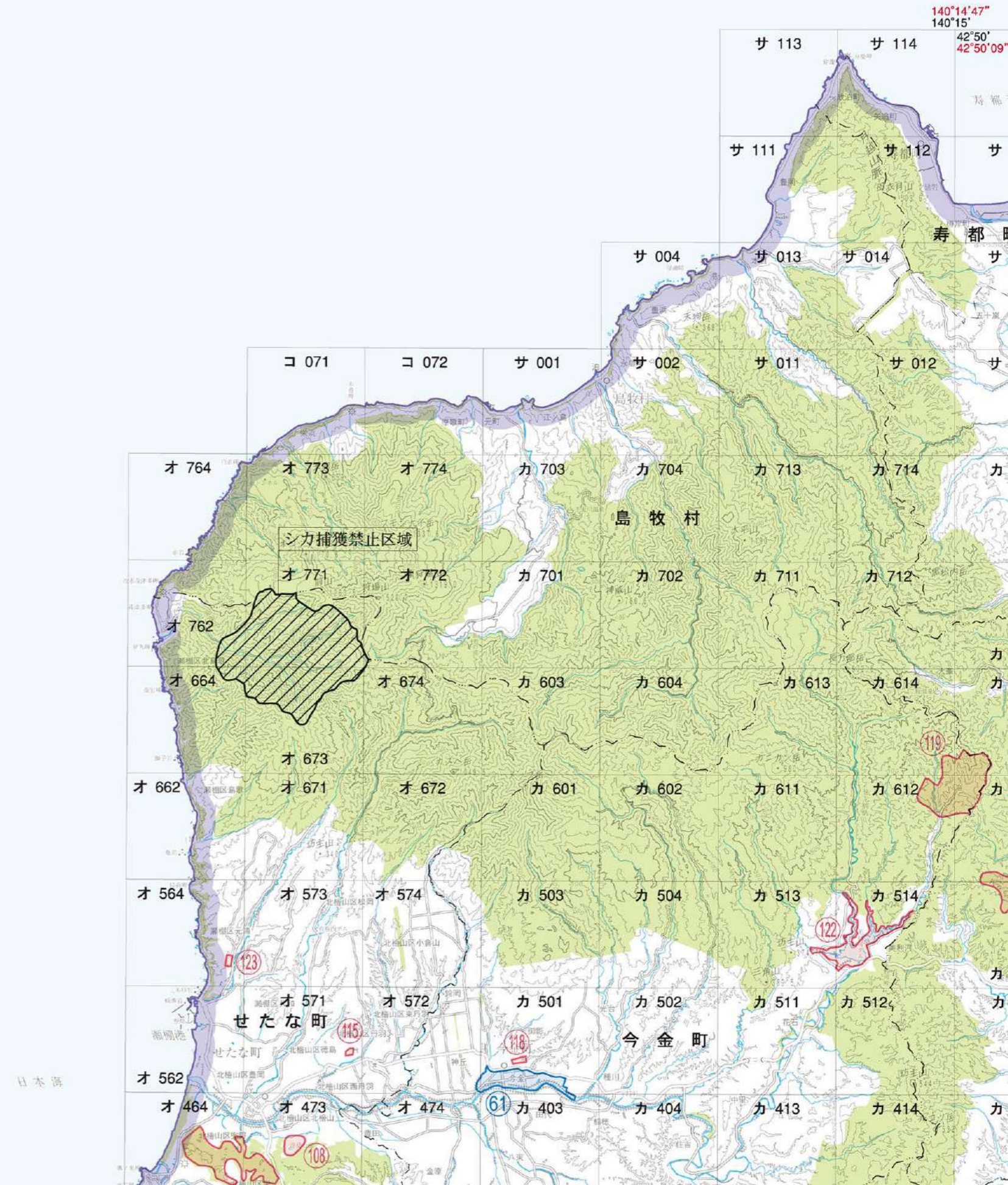
上記の注意事項を守り、事故や違反のない狩猟をしましょう。

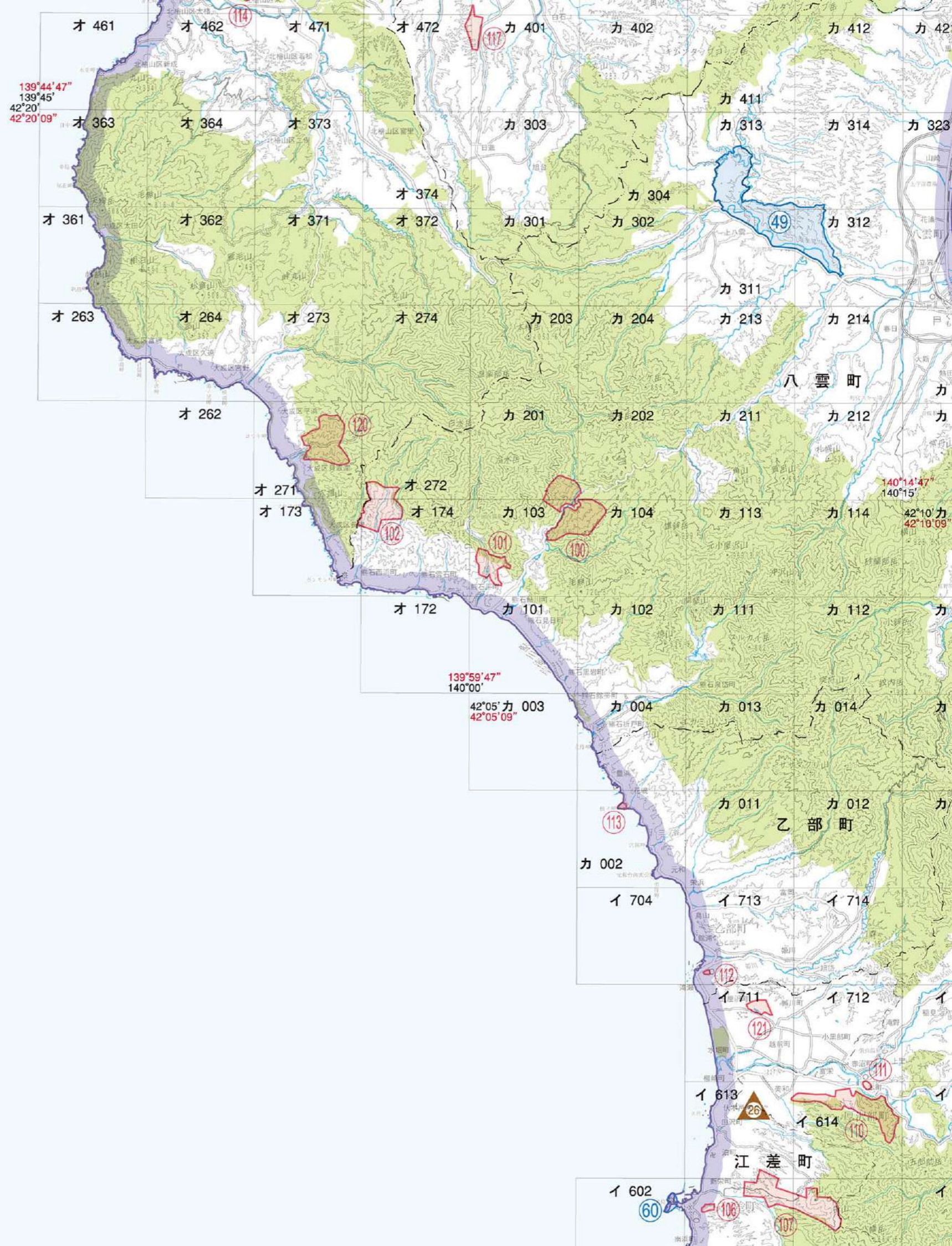
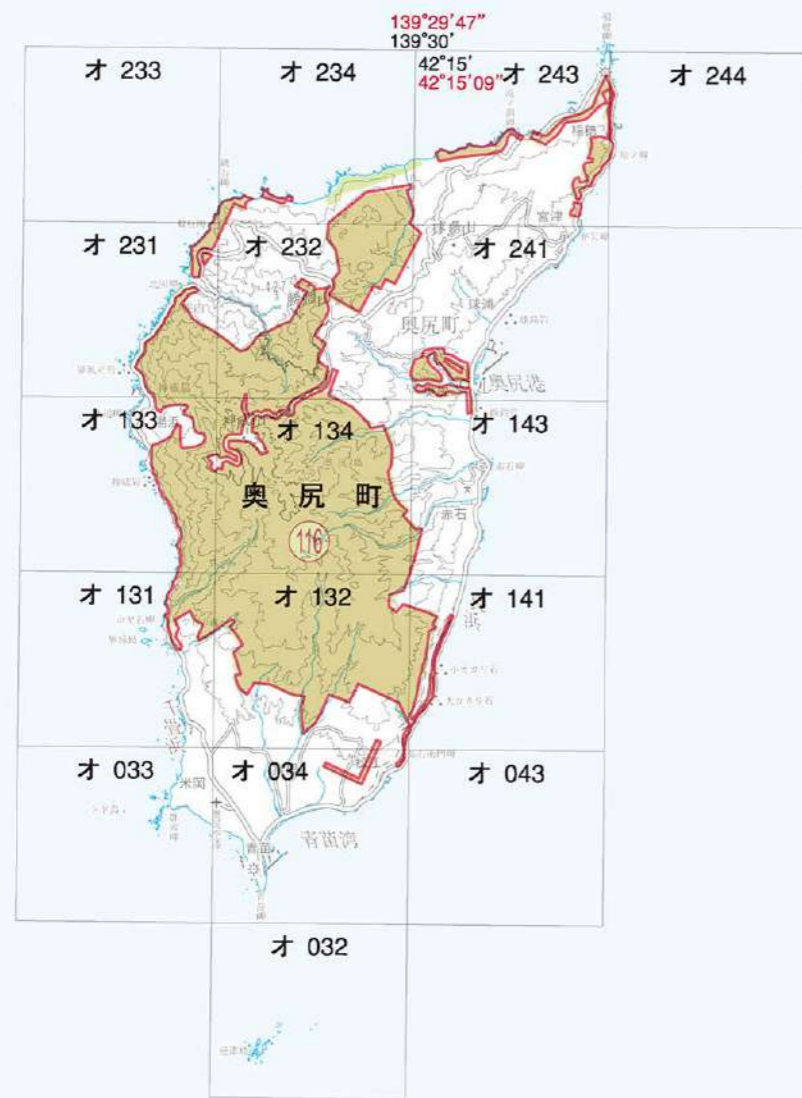
注) 鳥獣の捕獲を禁止している場所を熟読すること。

● 森林作業等に注意 ●

<p><b>発砲禁止</b></p> <p>道有林 北海道</p>	<p><b>森林作業中</b></p> <p>○ ○ 組合</p>	<p><b>伐採作業中</b></p> <p>○ ○ 森林組合</p>
---------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

● メスジカの積極的な捕獲を ●







北海道

※赤文字の経緯度は世界測地系による。